

# 生物多様性条約

## 第10回締約国会議(COP10)

---

平成22年2月17日 外務省政策会議

# 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)

(於: 愛知県名古屋市)

## 日程

2010年10月 カルタヘナ議定書MOP5(締約国155+EC)、10月11日(月)～15日(金) } 計3週間  
生物多様性条約COP10(締約国192+EC)、10月18日(月)～29日(金)  
同 ハイレベル(閣僚級)会合、10月27日(水)～29日(金)

## 会合の概要

約8000名程度(条約締約国、国連・国際機関、地方自治体、NGO、民間企業、研究者など)が参加見込み

- ・全体会合(2つの会合が1000名規模で同時進行)のほか、コンタクトグループ(同時に4～5会合)が開催。
- ・サイロイベント、展示ブースで、NGO、市民団体等が各自の取組、意見を発表。

## ハイレベルの対応

- ・環境大臣(COP10の議長)、農水大臣(MOP5の議長)
- ・総理、外務大臣がステートメントを述べ、昼食レセプションを開催(27日、28日)

# 生物多様性条約

## CBD: Convention on Biological Diversity

経緯: 1992年 5月 案文採択、 同6月 国連環境開発会議(「地球環境サミット」(リオデジャネイロ))で、気候変動枠組条約と共に署名に開放。  
1993年12月 条約発効(日本は1993年5月締結。)

締約国: 192カ国及び欧州委員会。 ※米国は未締結。

### 〈条約の3つの目的〉

- ① 生物の多様性の保全
- ② 生物多様性の構成要素の持続可能な利用
- ③ 遺伝資源の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分

主要な規定: 国家戦略の策定(6条)、生息域内保全(8条)、遺伝資源の利用と利益配分(15条)

### 日本における取組

生物多様性国家  
戦略の策定  
1次: 1995年  
2次: 2002年  
3次: 2007年

生物多様性  
基本法  
2008年6月  
公布・施行

### カルタヘナ議定書

2003年9月発効。締約国155カ国及び欧州委員会。

### 日本における取組

カルタヘナ法を2004年2月施行  
(LMOの開発、輸入に当たっての大  
臣承認等を規定)

LMO(遺伝子組換え生物: バイオテクノロジーにより改変された生物)の各国内での規制、管理、制御を義務付ける  
議定書

# 生物多様性条約第10回締約国会議(COP10) 主要論点

## (1) ポスト2010年目標:

生物多様性の保全に向けた2010年以降の各国共通の行動計画

目指すべき成果: ポスト2010年目標を設定

現行目標(「生物多様性の損失の速度を2010年までに著しく減少させる」)の達成状況を評価した上で、急速に悪化する生物多様性の状況を改善するため、2010年以降の目標を設定するもの。

課題

各国の積極的な行動を促し得る目標を、具体的な行動計画(数値目標、政策への反映)として設定し得るか。特に、我が国の先進的な取組を海外に普及拡大するための仕組が設定できるか。

## (2) ABS ( Access and Benefit sharing ) :

遺伝資源へのアクセス、その利用による利益の配分

目指すべき成果: ABSに係る国際レジームに合意

途上国の遺伝資源を利用して先進国企業が利益を上げる場合に、その利益の一部を途上国の国民に配分するためのレジームを国際的に合意するもの。

課題

途上国は、利益配分を確実にするため、先進国の特許制度の改正(途上国の事前同意のない場合に特許権を付与しないこと)などを求めているが、先進国の対応には限界があり、どこまで途上国の要求を実現させることができるか。

## (3) カルタヘナ議定書:

遺伝子組換生物による損害に係る「責任と救済」の国際的なルール

目指すべき成果: 「責任と救済」に係る議定書に合意

輸入された遺伝子組換生物が自然界に放出されて損害が発生した場合に、その損害への対応(責任の明確化と原状回復等の救済措置のあり方)に係るルールを国際的に合意するもの。

課題

途上国が安全性への懸念から強い規律を要求している中、我が国の望む生物多様性の持続可能な利用と保全を共に可能とする現実的な規律とできるか。遺伝子組換農産物の主要生産国(米、豪、加)はカルタヘナ議定書未加入。

# 生物多様性の問題に係わる国際的な動向(2010年)

## G8・国連の動き

4月又は6月

### IPBES第3回政府間会合

IPBES(生物多様性及び生態系に関する政府間プラットフォーム)の設立を合意

6月

### G8 ムスコカ・サミット(カナダ)

生物多様性について取り上げられる可能性

9月

### 国連ハイレベル会合 (ニューヨーク)

国連総会の機会に、首脳レベルで議論

10月

## ポスト2010年目標

2月

中旬

条約事務局が各国の提案・意見を踏まえて案を作成、提示

5月

10~21日

SBSTTA(科学技術補助機関)会合(ナイロビ)

科学・技術的観点から事務局案を議論

24~28日

WGRI(条約実施に関する作業部会)会合(ナイロビ)

COP10に提出する最終案作成

## ABS

3月

16~18日

ABS地域間非公式会合  
(コロンビア・カリ)

国連5各地域の代表が地域会合での議論を踏まえて、作業部会に先立つ事前協議

22~28日

ABS第9回アプトホック公開作業部会(コロンビア・カリ)

国際レジームのテキスト案全体をまとめるために開催  
COP10前の最後の作業部会

## COP 10(愛知県名古屋市)

ポスト2010目標の決定

国際レジームの合意